

川崎市立川崎病院患者行動制限最小化委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、川崎市立川崎病院精神科に非自発的入院（措置入院、緊急入院及び医療保護入院等）となった患者の行動制限を最小化するために、適切な対応を行うための組織と所掌事務等を行うために設置する患者行動制限最小化委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会次各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 患者行動制限最小化のための検討及び研究に関すること。
- (2) 患者行動制限最小化のための啓発、教育及び広報に関すること。
- (3) その他患者行動制限最小化に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、次の職員をもって構成する。

- (1) 診療部門 精神科部長及び精神科医師（精神保健指定医含む）
- (2) 看護部門 病棟看護師長及び病棟スタッフ
- (3) 事務部門 医事課長及び精神保健福祉士
- (4) その他

(委員長)

第4条 委員会は委員長を置き、その委員長には精神科部長が充たる。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 委員会の会議は定例会及び臨時会とし、定例会は月1回開催し、臨時会は委員長の判断により、その都度開催することが出来る。

(関係する職員等の出席)

第6条 委員会は、調査審議について必要と認めた時は、関係する職員等の出席を求めその説明を聴くことが出来る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月25日から施行する。